

【用語解説】

バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上であらゆる障壁となるものを除去することで、障がい者の社会参加を容易にし社会的、制度的、心理的なすべての障壁が除去されること。
ノーマライゼーション	すべての人々がともに生活し、助け合う社会を実現するために、すべての人々が平等に社会の一員として生活し活動する地域社会を目指す理念。
地域福祉 権利擁護事業	社会福祉協議会が行う、障がい者や高齢者で判断能力が十分でない人に対して、その人の立場に立った適切な保健福祉サービスの選択などをサポートする事業。
リハビリテーション	障がい者の人間性回復という立場から、身体的、精神的、社会的な適応能力を回復し、その能力を最大限に発揮できるよう、自立と社会参加を促進する訓練。
ユニバーサルデザイン	まちづくりにおいて、はじめから誰もが使いやすい施設や設備などを作ろうとする考え方。
ケアマネジメント	要介護者がサービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境を勘案し、サービスの種類・内容を調整すること。
ALS	筋萎縮性側索硬化症
ボランティア	共に暮らせる地域社会をよりよくするために自ら進んで活動する人達。
成年後見制度	障がい者や高齢者で判断能力が十分でない人に対して、適切な保健福祉サービスの選択や財産管理などを行う後見人を定める制度。

【介護給付】

訪問系 サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系 サービス	生活介護	施設において常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系 サービス	施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

日中活動系 サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型 (雇用型)	A型:雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上や一般企業等への就労移行に向けた必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型 (非雇用型)	B型:一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供し知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で就労に伴う生活面等での課題がある場合に相談や連絡調整等解決に向けた支援を行います。
居住系 サービス	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人を対象に定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

【相談支援】

計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成するとともに、利用状況の検証(モニタリング)を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与します。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設及び矯正施設に入所している障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与します。

【障がい児支援】

児童発達支援 (福祉型)	児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
児童発達支援 (医療型)	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等における居場所の確保、必要な訓練及び指導などの療育を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し専門的な支援(集団生活への適応)を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児が障害児通所支援を利用するために外出することが困難な場合に居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児 相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成するとともに、利用状況の検証(モニタリング)を行い、事業者等との連絡調整等の便宜の供与を行います。

【地域生活支援事業】

理解促進研修 ・啓発事業	地域住民を対象にして障がいのある人への理解を深めるための研修啓発を行います。(圏域内共同開催)
相談支援事業	障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ必要な情報提供や助言、障がい福祉サービス利用の支援を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障がいのある人の権利擁護のため、その利用を支援し、利用の促進を図ります。
意思疎通 支援事業	障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具 給付等事業	重度の障がいのある人に日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人について外出のための支援を行います。
地域活動支援 センター	地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。